



果実とやすらぎの里・仁木町

Niki

議会だより にき



発行／仁木町議会

編集／議会広報編集特別委員会

〒048-2492

北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1

TEL 0 1 3 5 - 3 2 - 3 9 5 4

FAX 0 1 3 5 - 3 2 - 3 9 6 3

gikai02-niki@town.niki.hokkaido.jp



第1回定例会 3月6日(金)開会

第1回定例会は、3月6日から18日までの13日間の会期で開催されます。
定例会には、町から承認2件、議案15件が提案されています。

令和8年第1回定例会で審議する議案

1日目	令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）
	令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）
	令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）
	令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
	令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
	令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
	令和8年度仁木町町政執行方針／令和8年度仁木町教育行政執行方針
2日目	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について ※予算委員会で審査
	令和8年度余市郡仁木町一般会計予算 ※予算委員会で審査
	令和8年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算 ※予算委員会で審査
	令和8年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算 ※予算委員会で審査
	令和8年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算 ※予算委員会で審査
	仁木町手話言語条例の制定について
	仁木町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
	仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	
3日目以降	仁木町過疎地域持続的発展市町村計画について
	令和7年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の一部変更について
3日目以降	予算特別委員会審査報告書 ※報告後、議案ごとに討論・採決

↓↓ 一般質問は裏面にあります ↓↓

一般質問 9日午前9時30分から

今回は私たちが
質問をします！



町政のここが聞きたい！

佐藤 秀教 議員	再エネの活用促進に向けた今後の展開は
内容	<p>仁木町エネルギー転換実証事業は実施から3年が経過し、この間、町は実証試験等で得た具体的なデータを基に、実用化の可能性や費用対効果の検証を通じて、再生可能エネルギーの持続的な運用を目指す取組を進めているところであるが、その活用促進に向けた今後の展開について、町長の見解は。</p> <p>①太陽光発電の自家消費型による公共施設への導入及び垂直型太陽光システムによる地域マイクログリッドの構築やソーラーシェアリングの普及促進に向けた具体的な取組は。</p> <p>②バイオ炭のエネルギー転換に向けた社会実装の構築や土壌改良剤としての活用など、その具体的な取組は。</p> <p>③バイオ炭の農地施用などJクレジット制度の活用促進に向けた具体的な取組は。</p>
木村 章生 議員	仁木町民スキー場エリアの今後の在り方は
内容	<p>仁木町民スキー場は、令和6年度から7年度のリフト・ナイター照明改修工事を経て、令和7年12月27日に「コンサドーレ仁木スキーパーク」として新たな一歩を踏み出したところであるが、リニューアルオープン後の来場者数及びプロモーション活動の状況やゲレンデの圧雪等、スキー場の管理運営状況、指定管理者とスキーパトロール赤十字奉仕団・スキー連盟・アルペンスポーツ少年団との連携状況は。</p> <p>また、現在の指定管理者による仁木町民スキー場及びふれあい遊トピア公園の指定管理期間は令和10年3月31日までとなっているが、同施設の今後の在り方について、町長の見解は。</p>

当初予算は委員会で審査

令和8年度の予算を審査する特別委員会が、3月9日の定例会2日目に設置される予定です。設置された場合の委員会日程は、次のとおりです。

◆ 委員会日程（予定）※進行状況により、日程や内容が変更になることがあります。ご了承ください。

- ・ 3月10日（火）午前9時30分～ 予算関連条例、当初予算の説明
- ・ 3月11日（水）午前9時30分～ 予算関連条例、一般会計予算の質疑
- ・ 3月12日（木）午前9時30分～ 一般会計予算の質疑
- ・ 3月16日（月）午前9時30分～ 特別会計及び事業会計予算の質疑
予算関連条例、当初予算の討論・採決

※ 3月13日（金）・14日（土）・15日（日）は休会です。

◆ 定例会日程 ※3日目は進行状況により決定されますので、議会事務局までお問い合わせを！

1日目 3月6日（金）午前9時30分から

2日目 3月9日（月）午前9時30分から

傍聴される方へのお願い

- 議場に入る前に、必ず「傍聴人受付票」に氏名と住所を記載し、回収箱に入れてください。
- 携帯電話・スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに設定し、音が出ないようにしてください。
- 席には限りがあります。満席の場合は立ち見となりますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせは 議会事務局（☎32-3954）まで